

東浦町学習支援推進モデル校事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東浦町の小中学校の児童・生徒に、授業日、休業日等に学生ボランティアによる学習、学校行事等の支援をモデル校において実施し、もって、児童・生徒ひとりひとりに対して細やかな学習支援を推進する体制の構築を目的とする。

(事業内容)

第2条 学習支援推進モデル校事業（以下「事業」という。）は、モデル校において支援員（第4条に規定する支援員をいう。以下同じ。）を配置し、授業、授業後及び休業日において学生ボランティアによる学習支援の計画の作成及び実施等を行うものとする。

(モデル校の選定)

第3条 モデル校は、東浦町の各小中学校のうちから教育委員会が選定する。

(支援員)

第4条 支援員は、学校関係者、保護者、学生ボランティア等と連携して、モデル校において学習支援等の総合的な調整のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 学習支援ニーズの把握を行うこと。
 - (2) 学生ボランティアの募集及び配置に関すること。
 - (3) 学生ボランティアの研修等に関すること。
 - (4) 事業の活動及び事業の内容について教育委員会へ報告すること。
 - (5) 学校との調整及び連携体制の構築に関すること。
 - (6) その他教育委員会が必要と認めること。
- 2 支援員は、教育全般に関して豊かな知識を有し、かつ、学校教育に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が選任する。
- 3 支援員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 この事業に関する庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。